

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2019-63236

(P2019-63236A)

(43) 公開日 平成31年4月25日(2019.4.25)

(51) Int.Cl.			F I			テーマコード (参考)		
A 4 7 B	13/00	(2006.01)	A 4 7 B	13/00	Z	3 B 0 5 3		
A 4 7 B	13/06	(2006.01)	A 4 7 B	13/06				
A 4 7 B	7/00	(2006.01)	A 4 7 B	7/00	A			

審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2017-191471 (P2017-191471)	(71) 出願人	000139780
(22) 出願日	平成29年9月29日 (2017. 9. 29)		株式会社イトーキ
			大阪府大阪市中央区淡路町1丁目6番11号
		(74) 代理人	100074561
			弁理士 柳野 隆生
		(74) 代理人	100177264
			弁理士 柳野 嘉秀
		(74) 代理人	100124925
			弁理士 森岡 則夫
		(74) 代理人	100141874
			弁理士 関口 久由
		(74) 代理人	100163577
			弁理士 中川 正人

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 天板の支持装置

(57) 【要約】

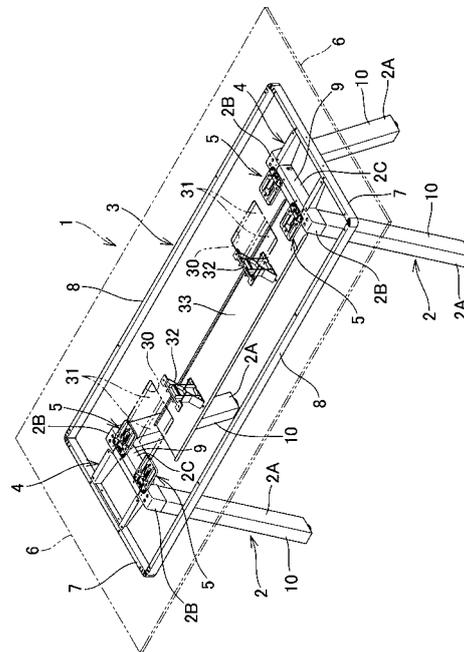
【課題】

テーブルやデスク等の天板を脚体とフレームとで支持する支持装置において、フレームによる天板の周辺部の支持が十分であり、また天板の短辺側に着座することが可能であり、また複数の天板を連設する場合にも脚体を付け替えることにより、最小限の部品で強固に連結することが可能な天板の支持装置を提供する。

【解決手段】

天板1の下面で短辺側の側縁から内方位置に短辺側フレーム7を固定し、少なくとも上杆9を有する門形もしくは口字形の脚体2の上杆9を短辺側フレーム7の内側に連結ブラケット4を介して連結し、短辺側フレーム7の内方の離れた位置に脚体2を設けた。短辺側の直線的な側縁から短辺側フレームまでの後退距離D1と、連結ブラケットの先端と脚体の上杆の中心線間の連結距離D2を一致させた。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

天板の下面で短辺側の側縁から内方位置に短辺側フレームを固定し、少なくとも上杆を有する門形もしくは口字形の脚体の該上杆を前記短辺側フレームの内側に連結ブラケットを介して連結し、前記短辺側フレームの内方の離れた位置に前記脚体を設けたことを特徴とする天板の支持装置。

【請求項 2】

連結側となる少なくとも一方の短辺側の側縁が直線的である天板の下面に、直線的な側縁から後退距離 D 1 を設けて短辺側フレームを固定し、他方の側縁の内方にも短辺側フレームを固定し、脚体の上端に有する奥行方向に向いた上杆の一侧に連結ブラケットの基端を着脱可能に連結し、前記連結ブラケットの先端を前記短辺側フレームの内側面に着脱可能に連結するとともに、該連結ブラケットを前記天板の下面に取付け、更に前記連結ブラケットの先端と前記脚体の上杆の中心線間の連結距離 D 2 を前記後退距離 D 1 に一致させてなる請求項 1 記載の天板の支持装置。

10

【請求項 3】

前記脚体の上杆の内側に単数又は複数の支持ブラケットを連結し、前記上杆の両側に前記連結ブラケットと支持ブラケットをそれぞれ逆向きに連結した状態で、前記連結ブラケットと支持ブラケットを前記天板の下面に取付けてなる請求項 1 又は 2 記載の天板の支持装置。

【請求項 4】

前記連結ブラケットは、前記脚体の上杆の側面と上面に連結する部分を備え、前記上杆の上面に連結する部分の幅は該上杆の上面の幅の 1 / 2 以下である請求項 1 ~ 3 何れか 1 項に記載の天板の支持装置。

20

【請求項 5】

前記支持ブラケットは、前記脚体の上杆の側面と上面に連結する部分を備え、前記上杆の上面に連結する部分の幅は該上杆の上面の幅の 1 / 2 以下である請求項 3 記載の天板の支持装置。

【請求項 6】

二つの天板の短辺側の直線的な側縁同士を突き合わせて配置し、前記脚体の上杆の両側にそれぞれ前記連結ブラケットの基端を着脱可能に連結し、前記脚体の上杆の中心線を両天板の接合線に一致させた状態で、各連結ブラケットの先端をそれぞれの天板の下面に固定した前記短辺側フレームの外側面に着脱可能に連結するとともに、各連結ブラケットを各天板の下面に取付けてなる請求項 2 又は 4 記載の天板の支持装置。

30

【請求項 7】

前記短辺側フレームの両端部間にそれぞれ長辺側フレームを連結して天板補強フレームを構成し、該天板補強フレームを前記天板の下面に固定してなる請求項 1 ~ 6 何れか 1 項に記載の天板の支持装置。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、天板の支持装置に係わり、更に詳しくはテーブルやデスク等の天板を脚体とフレームとで支持する支持装置に関するものである。

40

【背景技術】**【0002】**

従来から天板を脚部で支持した構造のテーブルやデスクは各種提供され、天板を側方へ連設して横幅を長く構成する構造のものも公知である。

【0003】

特許文献 1 には、端部脚体の上端に T 字形金具を取付けて、両側の端部脚体の T 字形金具同士をビームで連結し、その上部に天板を載置して T 字形金具やビームを天板下面にネジ止めする構造が記載されている。そして、複数の天板を側方へ連設するには、端部脚体

50

の代わりに中間脚体を用い、その上端に十字形金具を取付け、端部脚体のT字形金具と中間脚体の十字形金具、あるいは中間脚体の十字形金具同士をビームで連結し、前記中間脚体の中心線に両天板の接合部を合わせて載置し、前記同様に十字形金具とビームにネジ止めする構造が開示されている。

【0004】

また、特許文献2には、端部脚と中間脚との間、中間脚同士の間を脚間モジュールで連結し、前記中間脚の中心線に両天板の接合部を合わせて載置し、端部脚と中間脚の上端に側設した取付片に天板をネジ止めする構造が記載されている。

【0005】

これら特許文献1、2に記載のデスクあるいはテーブルは、端部脚体が天板の端部に設けられ、端部側に着席することは想定されていない。

10

【0006】

尚、特許文献3には、天板の下面に固定する天板補強フレームの端部に脚柱を連結し、両側部において前後の脚柱の下端間を横杆で連結した構造のテーブルが記載されている。この場合、横杆を問題としなければ、天板の端部側（短辺側）に着席することは可能であり、また脚柱の位置を天板の中央寄りに設定して、着席者の足に当たらないようにすることも可能であるが、天板を側方へ連設することは想定されていない。また、脚柱を邪魔にならないように天板の縁部から内方に設定した場合には、脚柱の上端に連結した天板補強フレームも内方に位置するようになるので、天板の周辺部を十分に支持することができなくなる。

20

【先行技術文献】

【特許文献】

【0007】

【特許文献1】特開2007-144015号公報

【特許文献2】特開2007-151824号公報

【特許文献3】特開2014-236789号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0008】

そこで、本発明が前述の状況に鑑み、解決しようとするところは、テーブルやデスク等の天板を脚体とフレームとで支持する支持装置において、フレームによる天板の周辺部の支持が十分であり、また単独仕様の場合、あるいは端部に位置する天板の短辺側に着座することが可能であり、また複数の天板を連設する場合にも脚体を付け替えることにより、最小限の部品で強固に連結することが可能な天板の支持装置を提供する点にある。

30

【課題を解決するための手段】

【0009】

本発明は、前述の課題解決のために、以下に構成する天板の支持装置を提供する。

【0010】

(1)

天板の下面で短辺側の側縁から内方位置に短辺側フレームを固定し、少なくとも上杆を有する門形もしくは口字形の脚体の該上杆を前記短辺側フレームの内側に連結ブラケットを介して連結し、前記短辺側フレームの内方の離れた位置に前記脚体を設けたことを特徴とする天板の支持装置。

40

【0011】

(2)

連結側となる少なくとも一方の短辺側の側縁が直線的である天板の下面に、直線的な側縁から後退距離D1を設けて短辺側フレームを固定し、他方の側縁の内方にも短辺側フレームを固定し、脚体の上端に有する奥行方向に向いた上杆の一侧に連結ブラケットの基端を着脱可能に連結し、前記連結ブラケットの先端を前記短辺側フレームの内側面に着脱可能に連結するとともに、該連結ブラケットを前記天板の下面に取付け、更に前記連結ブラ

50

ケットの先端と前記脚体の上杆の中心線間の連結距離 D 2 を前記後退距離 D 1 に一致させてなる (1) 記載の天板の支持装置。

【 0 0 1 2 】

(3)

前記脚体の上杆の内側に単数又は複数の支持ブラケットを連結し、前記上杆の両側に前記連結ブラケットと支持ブラケットをそれぞれ逆向きに連結した状態で、前記連結ブラケットと支持ブラケットを前記天板の下面に取付けてなる (1) 又は (2) 記載の天板の支持装置。

【 0 0 1 3 】

(4)

前記連結ブラケットは、前記脚体の上杆の側面と上面に連結する部分を備え、前記上杆の上面に連結する部分の幅は該上杆の上面の幅の 1 / 2 以下である (1) ~ (3) 何れか 1 に記載の天板の支持装置。

【 0 0 1 4 】

(5)

前記支持ブラケットは、前記脚体の上杆の側面と上面に連結する部分を備え、前記上杆の上面に連結する部分の幅は該上杆の上面の幅の 1 / 2 以下である (3) 記載の天板の支持装置。

【 0 0 1 5 】

(6)

二つの天板の短辺側の直線的な側縁同士を突き合わせて配置し、前記脚体の上杆の両側にそれぞれ前記連結ブラケットの基端を着脱可能に連結し、前記脚体の上杆の中心線を両天板の接合線に一致させた状態で、各連結ブラケットの先端をそれぞれの天板の下面に固定した前記短辺側フレームの外側面に着脱可能に連結するとともに、各連結ブラケットを各天板の下面に取付けてなる (2) 又は (4) 記載の天板の支持装置。

【 0 0 1 6 】

(7)

前記短辺側フレームの両端部間にそれぞれ長辺側フレームを連結して天板補強フレームを構成し、該天板補強フレームを前記天板の下面に固定してなる (1) ~ (6) 何れか 1 に記載の天板の支持装置。

【 発明の効果 】

【 0 0 1 7 】

以上にしてなる本発明の天板の支持装置は、以下に示す効果を奏する。

【 0 0 1 8 】

(1) の構成によれば、短辺側フレームの内方の離れた位置に脚体を設けたので、天板の短辺側の側縁からより内方、つまり中央寄りに脚体を取付けることができ、天板の短辺側の側縁に着座しても脚体が邪魔になることがない。また、短辺側フレームは天板の短辺側の側縁に近い位置に固定できるので、天板の周辺部の支持強度が高い。

【 0 0 1 9 】

(2) の構成によれば、脚体を、連結ブラケットを介して天板の下面に固定した短辺側フレームの内側面に連結することにより、天板の短辺側の側縁から脚体までの距離を約 D 1 + D 2 まで後退させて取付けることになり、該天板の短辺側の側縁に着座しても脚体が邪魔になることがなく、また脚体を、連結ブラケットを介して短辺側フレームの外側面に連結すれば、脚体の上杆の中心線を天板の側縁に一致させることができ、それにより脚体を共用して他の天板を側方へ連設することができるようになる。

【 0 0 2 0 】

(3) の構成によれば、脚体の両側を連結ブラケットと支持ブラケットで挟んだ状態で天板の下面に取付けるので、脚体と天板との連結強度が高くなり、ひいては天板の支持強度が高くなる。

【 0 0 2 1 】

10

20

30

40

50

(4)(5)の構成によれば、脚体の上杆の両側に連結ブラケットと支持ブラケットをそれぞれ取付け、あるいは上杆の両側に連結ブラケットを取付けても、上杆の上面で互いに干渉することがない。

【0022】

(6)の構成によれば、二つの天板の突き合わせ接合部に共通の脚体を配置し、該脚体の上杆の両側に連結した連結ブラケットをそれぞれの天板の短辺側フレームの外側面に連結するとともに、各連結ブラケットを各天板の下面に取付けることにより、天板の側方に他の天板を最小限の部品の追加で連結することができ、また脚体の両側を連結ブラケットで挟んだ状態で天板の下面に取付けるので、脚体の支持強度が高くなる。

【0023】

(7)の構成によれば、短辺側フレームの両端部間にそれぞれ長辺側フレームを連結して天板補強フレームを構成することにより、天板の剛性が高まり、横幅(長辺側)が長くなっても天板が撓むことがなく、また短辺側フレームに対する取付強度も向上する。

【図面の簡単な説明】

【0024】

【図1】独立仕様のテーブルの一部省略斜視図である。

【図2】同じくテーブルの部分平面図である。

【図3】連結ブラケットの斜視図である。

【図4】支持ブラケットを示し、(a)は上からの斜視図、(b)は下からの斜視図である。

【図5】連結仕様のテーブルの一部省略斜視図である。

【図6】同じく連結部の部分平面図である。

【図7】同じく連結部の部分斜視図である。

【発明を実施するための形態】

【0025】

次に、添付図面に示した実施形態に基づき、本発明を更に詳細に説明する。図1は本発明の天板の支持装置を適用した独立仕様のテーブルを示し、図5は連結仕様のテーブルを示し、図2～図4は詳細を示し、図中符号1は天板、2は脚体、3は天板補強フレーム、4は連結ブラケット、5は支持ブラケットをそれぞれ示している。

【0026】

本実施形態のテーブルは、独立仕様の場合は、図1に示すように、天板1の両側部の下面を脚体、2、2で支持した構造であり、前記脚体2は天板1の短辺側の側縁6から内方(中央寄り)へ後退位置に設けられ、該側縁6に着席しても前記脚体2が邪魔にならないようになっている。

【0027】

本発明の天板の支持装置は、天板1の下面で短辺側の側縁から内方位置に短辺側フレーム7を固定し、少なくとも上杆9を有する門形もしくは口字形の脚体2の該上杆9を前記短辺側フレーム7の内側に連結ブラケット4を介して連結し、前記短辺側フレーム7の内方の離れた位置に前記脚体2を設けたことを特徴としている。

【0028】

更に具体的には、連結側となる少なくとも一方の短辺側の側縁6が直線的である天板1の下面に、直線的な側縁6から後退距離D1を設けて短辺側フレーム7を固定し、他方の側縁6の内方にも短辺側フレーム7を固定し、また脚体2の上端に有する奥行方向に向いた上杆9の一侧に連結ブラケット4の基端を着脱可能に連結し、前記連結ブラケット4の先端を前記短辺側フレーム7の内側面に着脱可能に連結するとともに、該連結ブラケット4を前記天板1の下面に取付け、更に前記連結ブラケット4の先端と前記脚体2の上杆9の中心線間の連結距離D2を前記後退距離D1に一致させている。

【0029】

本実施形態の前記天板1は、平面視長方形で両側縁6、6は平行であるが、少なくとも連結側の一方の短辺側の側縁6が直線的であり、他方の側縁6は円弧縁でも良い。尚、側

10

20

30

40

50

方へ天板 1 , 1 を連結しない場合には、両側縁 6 , 6 の形状は任意である。そして、前記天板 1 の下面には、平面視四角形の天板補強フレーム 3 が予め固定されている。前記天板補強フレーム 3 は、少なくとも前記天板 1 の側縁 6 の平行な短辺側フレーム 7 , 7 を有すれば足りるが、本実施形態では前記短辺側フレーム 7 , 7 の両端部間にそれぞれ長辺側フレーム 8 , 8 を連結して天板補強フレーム 3 を構成し、該天板補強フレーム 3 を前記天板 1 の下面に固定している。

【 0 0 3 0 】

前記脚体 2 は、上端に奥行方向に向いた上杆 9 を有すれば足りるが、本実施形態では、前記上杆 9 の両端から八の字状に支脚 1 0 , 1 0 を設けた構造のものとした。つまり、前記脚体 2 の支脚 1 0 , 1 0 は天板 1 の奥行方向を向いて下方になるに従って広がった形状であり、前記天板 1 の側縁 6 に着座した場合に支脚 1 0 が邪魔にならないようになっている。ここで、前記上杆 9 は外形が四角柱の形状である。

10

【 0 0 3 1 】

前記連結ブラケット 4 は、図 1 ~ 図 3 に示すように、基板 1 1 の基端に前記脚体 2 の上杆 9 の側面に当接する固定板 1 2 を立ち上げ形成するとともに、該固定板 1 2 の上縁に外向きに水平な支持板 1 3 を折曲形成し、また前記基板 1 1 の先端に前記短辺側フレーム 7 の側面に当接する連結板 1 4 を立ち上げ形成するとともに、該連結板 1 4 の上縁を前記固定板 1 2 側へ折曲して補強片 1 5 を形成し、前記固定板 1 2 の両側にダルマ孔 1 6 , 1 6 を形成するとともに、前記支持板 1 3 の両側部に取付孔 1 7 , 1 7 を形成し、更に前記連結板 1 4 の両側部も連結孔 1 8 , 1 8 を形成している。また、前記連結ブラケット 4 の基板 1 1 の両側端には側板 1 9 , 1 9 を立ち上げ形成し、該側板 1 9 の上縁に前記天板 1 の下面に当接する取付板 2 0 を外向きに折曲形成し、該取付板 2 0 の両側部には通孔 2 1 , 2 1 を形成している。前記固定板 1 2 と連結板 1 4 及び両側板 1 9 , 1 9 とで上方開放した箱型構造を構成し、各接合部を溶接すれば更に強度が向上する。ここで、前記支持板 1 3 の横幅（左右方向の幅）は、前記脚体 2 の上杆 9 の上面の幅の 1 / 2 以下とする。

20

【 0 0 3 2 】

尚、本実施形態では、前記連結ブラケット 4 は、幅広の一部品であるが、二つ以上の小さな連結ブラケットを用いて構成しても良い。また、本実施形態の前記連結ブラケット 4 は、基板 1 1 を有しているが、強度が意地できれば、基板 1 1 を省略した形状でも良い。少なくとも所定の間隔を有する固定板 1 2 と連結板 1 4 を備えていれば良い。

30

【 0 0 3 3 】

前記支持ブラケット 5 は、合成樹脂製若しくはアルミダイカスト製の成形品であり、前記天板 1 の下面に当接する平面視略四角形の受板 2 2 の下面で一側端からやや中央寄り位置に垂直部 2 3 を設け、該垂直部 2 3 を前記脚体 2 の上杆 9 の側面に当接するとともに、該垂直部 2 3 から外側の受板 2 2 の一部を載置部 2 4 とし、該載置部 2 4 を前記上杆 9 の上面に当接できるように成形している。そして、前記垂直部 2 3 と載置部 2 4 の両側には取付孔 2 5 , ... を設けるとともに、その他の受板 2 2 の 3 箇所に通孔 2 6 , ... を設けている。尚、前記載置部 2 4 の横幅（左右方向の幅）は、前記支持板 1 3 と同様に前記脚体 2 の上杆 9 の上面の幅の 1 / 2 以下とする。

40

【 0 0 3 4 】

そして、前記脚体 2 の上杆 9 の外側に前記連結ブラケット 4 の基端を着脱可能に連結するとともに、該上杆 9 の内側の前後両端部に前記支持ブラケット 5 , 5 を着脱可能に連結する。具体的には、前記上杆 9 の外側面に前記連結ブラケット 4 の固定板 1 2 を当接するとともに、前記上杆 9 の上面に前記連結ブラケット 4 の支持板 1 3 を当接した状態で、ダルマ孔 1 6 , 1 6 を利用してネジ 2 7 で固定板 1 2 を上杆 9 の外側面に取付けるとともに、取付孔 1 7 , 1 7 を利用してネジ 2 8 で支持板 1 3 を上杆 9 の上面に取付ける。また、前記上杆 9 の内側面に前記支持ブラケット 5 の垂直部 2 3 を当接するとともに、前記上杆 9 の上面に前記支持ブラケット 5 の載置部 2 4 を当接した状態で、取付孔 2 5 , ... を利用して上杆 9 にネジ止めする。

【 0 0 3 5 】

50

本発明においては前記脚体 2 の構造は特に制限されないが、少なくとも上部に水平な前記上杆 9 を備えていることが必要である。本実施形態の前記脚体 2 は、木製の支脚 2 A の上端にコーナー脚部材 2 B を連結し、両コーナー脚部材 2 B , 2 B 間に四角パイプ状の脚横棧 2 C を連結して門形脚となしたものであり、前記上杆 9 は前記脚横棧 2 C とコーナー脚部材 2 B , 2 B を含む部分を指している。前記支持ブラケット 5 は、前記脚横棧 2 C とコーナー脚部材 2 B に跨って取付けても良いし、前記脚横棧 2 C にのみ、あるいはコーナー脚部材 2 B にのみ取付けても良い。また、前記脚体 2 は、アルミダイカスト製で前記支脚 2 A とコーナー脚部材 2 B が一体のもので良い。また、前記脚体 2 は口字形脚であっても良い。

【 0 0 3 6 】

それから、前記連結ブラケット 4 の先端を前記短辺側フレーム 7 の内側面に連結するが、それには前記連結ブラケット 4 の連結板 1 4 を前記短辺側フレーム 7 の内側面に当接した状態で、連結孔 1 8 , 1 8 を利用してネジ 2 9 で前記連結板 1 4 を前記短辺側フレーム 7 に取付ける。最後に、前記連結ブラケット 4 の取付板 2 0 と前記支持ブラケット 5 の受板 2 2 前記天板 1 の下面に当接した状態で、前記取付板 2 0 の通孔 2 1 , 2 1 を利用して天板 1 にネジ止めし、前記受板 2 2 の取付孔 2 5 , ... を利用して天板 1 にネジ止めする。尚、前記天板 1 の下面には、前記連結ブラケット 4 と支持ブラケット 5 を前記上杆 9 の上面に取付けるためのネジの頭部を逃がすための凹部を予め形成してある。

【 0 0 3 7 】

図 2 に示すように、前記天板 1 の下面に固定した前記短辺側フレーム 7 の位置は、前記天板 1 の側縁 6 から後退距離 D 1 だけ中央寄り位置であり、つまり前記天板 1 の側縁 6 から短辺側フレーム 7 の外側面までの距離が後退距離 D 1 である。また、前記脚体 2 の上杆 9 の中心線から前記連結ブラケット 4 の連結板 1 4 の外面までの間隔が前記距離 D 2 であり、本発明では $D 1 = D 2$ となるように寸法設定している。

【 0 0 3 8 】

また、本実施形態のテーブルは、前記天板 1 の両側部で奥行方向の中央部にダクト開口部 3 0 を設け、該ダクト開口部 3 0 には開閉可能にカバー 3 1 , 3 1 を備え、更に天板 1 の下面側に固定した吊支部材 3 2 , 3 2 によってコード受け 3 3 を天板 1 の下面から間隔を置いて設けている。

【 0 0 3 9 】

次に、図 5 ~ 図 7 に基づいて、連結仕様のテーブルを説明する。この場合、前記脚体 2 の上杆 9 の両側に前記連結ブラケット 4 , 4 の基端を前記同様に連結する。この場合、中間に用いる前記脚体 2 には前記支持ブラケット 5 は用いない。そして、隣接する二つの天板 1 , 1 の短辺側の側縁 6 , 6 同士を突き合わせて配置し、前記脚体 2 の上杆 9 の両側にそれぞれ前記連結ブラケット 4 , 4 の基端を着脱可能に連結した状態で、前記脚体 2 の上杆 9 の中心線を両天板 1 , 1 の接合線に一致させた状態で、各連結ブラケット 4 の先端をそれぞれの天板 1 の下面に固定した前記短辺側フレーム 7 の外側面に着脱可能に連結するとともに、各連結ブラケット 4 を各天板 1 の下面に取付けるのである。尚、前記天板 1 の端部側の脚体 2 の取付けは、前述の独立仕様のテーブルと同じである。

【 符号の説明 】

【 0 0 4 0 】

- 1 天板、
- 2 脚体、
- 3 天板補強フレーム、
- 4 連結ブラケット、
- 5 支持ブラケット、
- 6 側縁、
- 7 短辺側フレーム、
- 8 長辺側フレーム、
- 9 上杆、

10

20

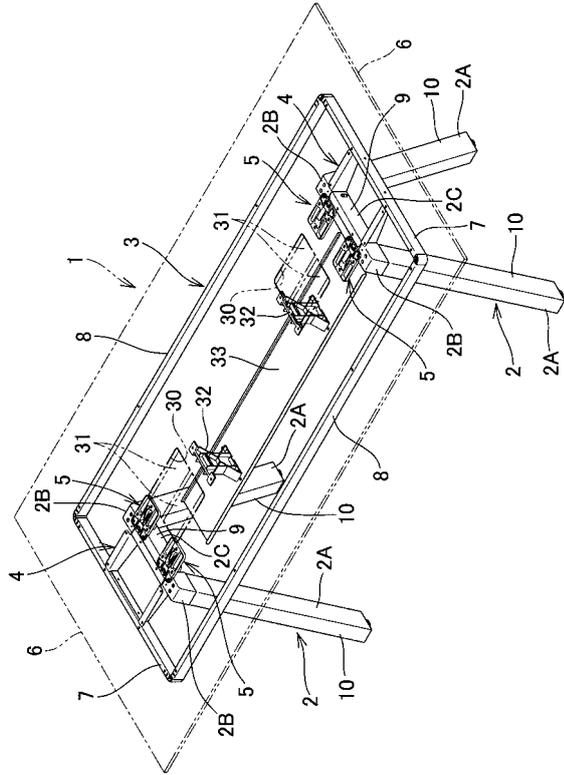
30

40

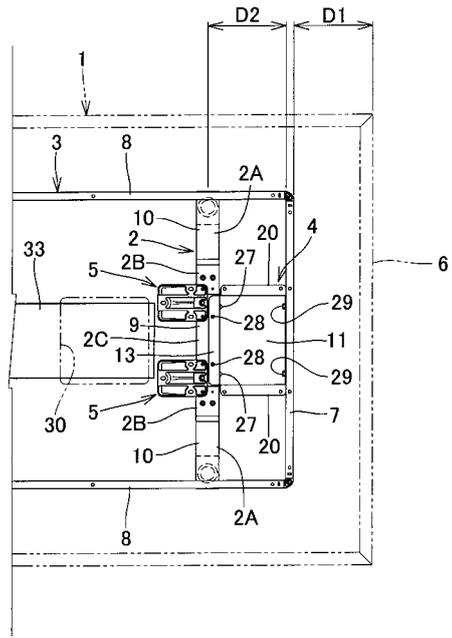
50

1 0	支脚、	
1 1	基板、	
1 2	固定板、	
1 3	支持板、	
1 4	連結板、	
1 5	補強片、	
1 6	ダルマ孔、	
1 7	取付孔、	
1 8	連結孔、	
1 9	側板、	10
2 0	取付板、	
2 1	通孔、	
2 2	受板、	
2 3	垂直部、	
2 4	載置部、	
2 5	取付孔、	
2 6	通孔、	
2 7	ネジ、	
2 8	ネジ、	
2 9	ネジ、	20
3 0	ダクト開口部、	
3 1	カバー、	
3 2	吊支部材、	
3 3	コード受け、	
D 1	後退距離、	
D 2	連結距離。	

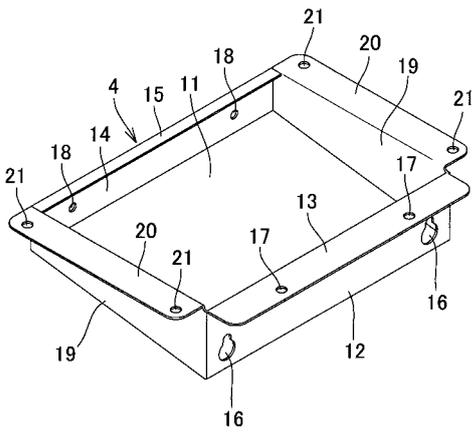
【 図 1 】



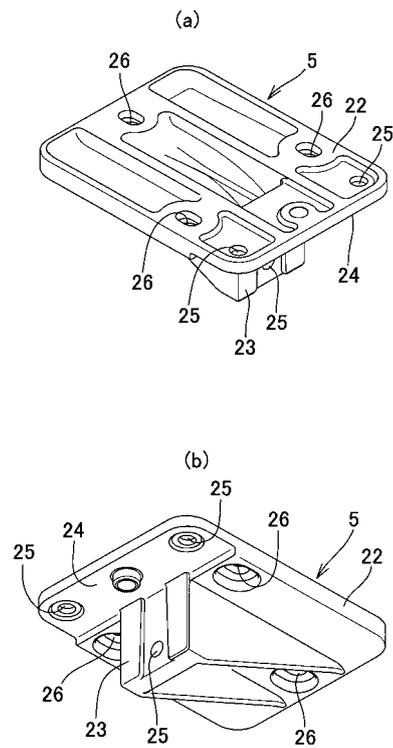
【 図 2 】



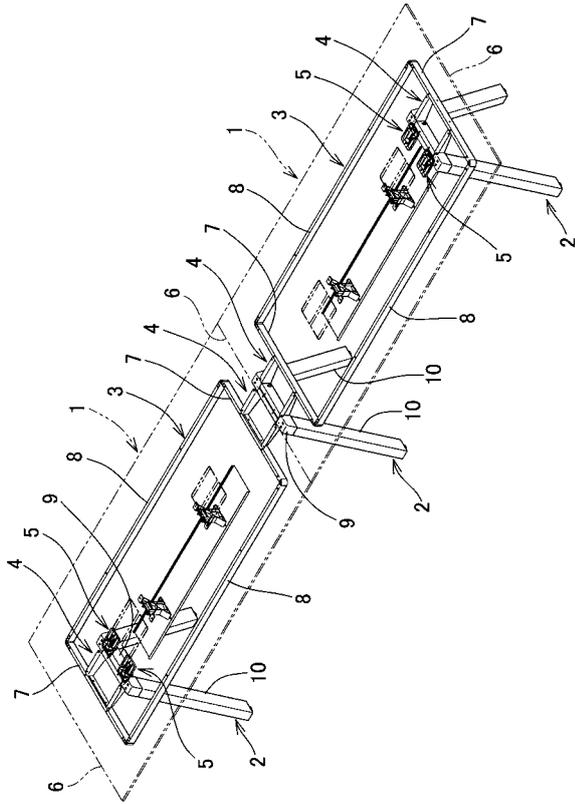
【 図 3 】



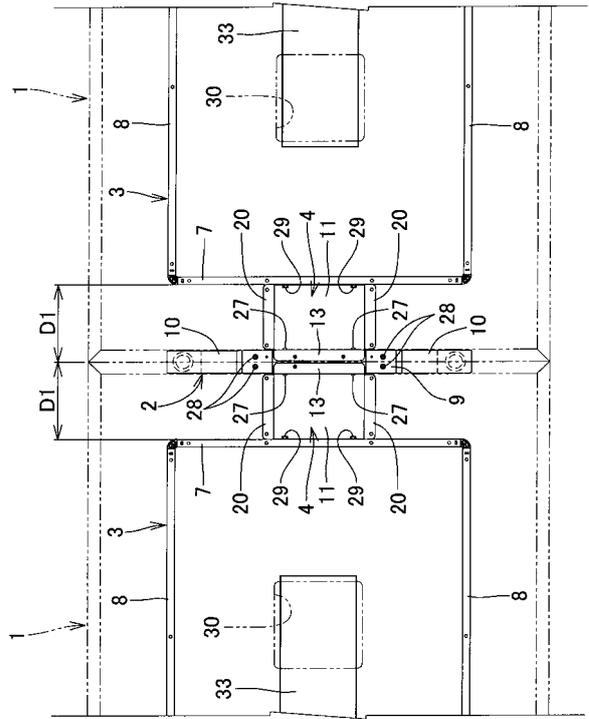
【 図 4 】



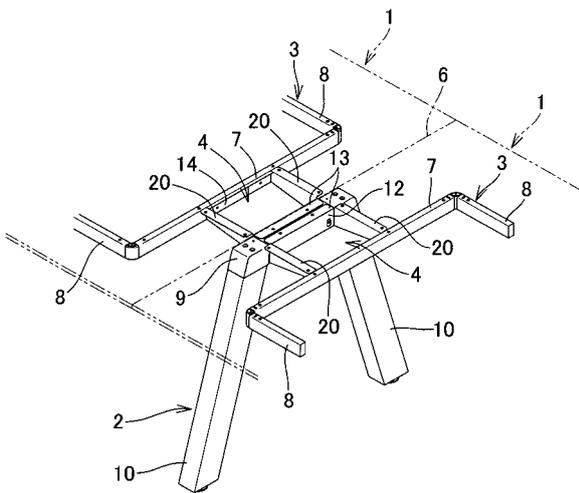
【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】



フロントページの続き

(72)発明者 渡邊 太一

大阪市城東区今福東1丁目4番12号 株式会社イトーキ内

Fターム(参考) 3B053 NP02 NR00 NR01